

自己判定調査 同意欄 (希望する場合)	○ 自己判定調査では、被害箇所を撮影した写真等による確認をもって調査に代えるため、被災住家の写真等の添付が必要となります。(現地調査は行いません。) ○ 自己判定調査で交付できる罹災証明書は、住家の被害の程度が「準半壊に至らない(一部損壊)」に該当する場合のみとなります。 □上記の事項に同意の上、自己判定調査を希望します。
---------------------------	---